

社会教育における指導者・支援者養成と「障害者の生涯学習」

青山 鉄兵

社会教育主事・社会教育士養成における「障害者の生涯学習」の位置付け

- ・「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（H29）→R2から制度改正
 - 社会教育主事講習における各科目の概要には、障害者の生涯学習に関する記述は見られない。
 - 大学における養成課程では、社会教育特講の内容として例示された内容の中に「特別支援教育と社会教育」「人権教育と社会教育」が挙げられている（いずれもR2改正以前の社会教育主事講習等規程では例示されていなかった）
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの実施する社会教育主事講習
 - 「生涯学習支援論」の中に「特別な支援を要する人々の学習」が位置づけられている（「学習支援に関する教育理論」という大項目内の1コマ）
- 現行の養成課程の中に障害者の生涯学習に関する内容を組み込んでいくことが理想的だが、当面は現職研修の中に組み込んでいくことが有効（オンラインでの情報発信を強化も）
- もう1つの方向性として、障害者福祉 / 医療 / 学校教育等の関連領域の支援者に社会教育的な専門性を身につけられる機会を増やしていくことも重要
 - 社会教育士制度の活用も重要だが、裾野を広げつつ、社会教育士資格の取得を促せるような、より簡易的な研修or資格/認定制度等も考えられる
 - その場合、社会教育士資格の簡易版を想定する方向と、障害者の生涯学習支援に特化した内容を想定する方向のいずれも考えられる
 - そのためには、関連領域での「学習」や「教育」のイメージを拡大する努力も必要になる

指導者/支援者養成に障害者の生涯学習を位置付けることの意義

- ・主として、以下の3つに整理することができるのではないか。
 - ① 障害者の生涯学習の推進（当事者の学習機会の提供 / 学習のUD化 / 啓発事業・・・）
 - ② 学習機会からの排除・阻害への意識の向上
 - ③ 「学習」「教育」イメージの捉え直し
- ・社会教育の特性を踏まえた「学習」「教育」を捉えるためには、「学習」「教育」に対する一般的なイメージを相対化していくことが重要（だが難しい）
- ・障害者の生涯学習に関する優れた実践の「社会教育らしさ」
 - 「できるようになる」だけではない学習の広がり - 生活/地域/交流の中にある学習
 - 「発達」や「成長」の手前にある、存在の肯定 - 場や環境への働きかけ
 - 主体的な学習を支援することの難しさ
- 障害者の生涯学習に関する優れた実践との関わりには、③の契機が多く含まれているのではないか
- 指導者/支援者養成の中に障害者の生涯学習を位置付けることは、①・②だけでなく、③にとって重要な意味を持つのではないか。
 - 一方で、障害者への学習支援は、狭い学習イメージと結びつきやすいという側面も）
 - また、講習や研修の中で、③がどこまでトレイナブルか、という問題も考える必要がある（その意味で、大学の主事課程で実習が必修になったことは重要）

当事者が支援者になることを支える仕組み

- ・当事者グループや、当事者による支援活動の広がり
ピアカウンセリング ろう者による社会教育実践

→当事者が支援者になることを支える仕組みの構築が今後の課題になると考えられる

具体的には・・・

社会教育主事講習等のバリアフリー化
オンデマンド教材等における、字幕やテキストデータ
ファシリテーション/演習/実習のバリアフリー化 など